

「（仮称）障がい者の合理的配慮条例」

素案

目 次

<u>名称</u>3
<u>第1章 総則（第1条、第2条）</u>	
第1条「目的」5
第2条「定義」5
<u>第2章 基本理念及び責務（第3条－第5条）</u>	
第3条「基本理念」8
第4条「市の責務」9
第5条「市民及び事業者の役割」9
<u>第3章 障がいを理由とした差別の解消（第6条－第13条）</u>	
<u>第1節 差別の禁止</u>	
第6条「差別の禁止」10
第7条「合理的配慮の提供」11
<u>第2節 差別の事後対応策</u>	
第8条「相談」12
第9条「助言又はあっせんの申立て」13
第10条「事実の調査」13
第11条「助言又はあっせん」14
第12条「勧告及び事実の公表」14
第13条「調整委員会の設置等」15
<u>第4章 共生社会の実現に向けた基本施策（第14条－第20条）</u>	
第14条「情報・コミュニケーション支援」16
第15条「周知啓発の実施」16
第16条「社会参加の促進」17
第17条「交流機会の創出」17
第18条「心理的支援」17
第19条「顕彰」18
第20条「条例推進会議の設置」18
<u>第5章 雑則</u>	
第21条「委任」18

「（仮称）障がい者の合理的配慮条例」 素案

名称案 「障がいのある人もない人も自分らしく共に暮らすためのまちづくり条例」

【趣旨・解説】

・名称は、条例の目的をわかりやすく表現するものであり、他自治体で使用している名称を参考に、規定内容を踏まえて整理したものです。

【他自治体で使用している名称及び検討経過】

・他自治体で使用している名称等

	名 称	条例の主目的	採用している主な自治体 ※類似表現を含む
案 1	障がい者差別解消推進条例	差別解消	日野市(東京)、宝塚市(兵庫)
案 2	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	差別解消	浦安市(千葉)、四日市市(三重)、東根市・鶴岡市(山形)、
案 3	共生のまちづくり条例	共生社会の実現	白山市(石川)、小金井市(東京)、直方市(福岡)、
案 4	障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	共生社会の実現	新潟市、浜田市(島根)、茨木市(大阪府)、所沢市(埼玉)、関市(岐阜)、さぬき市(香川)、長井市・米沢市・酒田市・新庄市・上山市・南陽市・尾花沢市・村上市(山形県)
案 5	障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくり条例	安心して暮らせるまちづくり	別府市・杵築市(大分)、名張市(三重)、石巻市・塩釜市(宮城)、立川(東京)、飛騨市(岐阜)、四国中央市(愛媛)
案 6	誰もが自分らしく共に暮らすための障がい者基本条例	人権の尊重	新座市(埼玉)、長岡京市(京都)、青海市(東京) *誰もがあたりまえに暮らすまちなにするための「しようがいしゃあたりまえに暮らすまち宣言」の条例(国立市(東京))
案 7	住みたくなるまちづくりを当事者としての役割により自分事に具体化する条例	当事者意識の醸成	三条市地域自立支援協議会(計画推進部会)の案

・検討経過

- ① 「案 1」及び「案 2」は、「差別の解消」という言葉に、される側とする側といった構図を強く意識させ、また、行政の上から目線といった印象を受ける。
- ② 「案 3」は、抽象的過ぎて、目的が分かりにくい。
- ③ 「案 4」は、「共に生きる」といった表現は、人生哲学的な要素を含んでおり、他方、条例で規定する内容は日常の暮らしに着目していることから、名称と規定内容とのギャップがある。
- ④ 「案 5」は、既に「三条市安全・安心なまちづくり条例」を施行しており、類似している。

- ⑤ 「案 6」は、「障がい者基本条例」といった表記は、障がいのない人には関係のないものという印象を受ける。
- ⑥ 「案 7」は、全ての主体が当事者意識を持って取り組んでいくものであることを全面に押し出したいという、障がい者と支援者の思いが込められているが、この思いについては、名称よりも規定内容に盛り込むことが適当である。
- ①～⑥を踏まえ、「案 4」をベースに、「案 6」の「自分らしく共に暮らすため」という目的が規定内容と一致することから、「案 4」と「案 6」を合わせ、「障がいのある人もない人も自分らしく共に暮らすためのまちづくり条例」と整理したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し、必要な事項を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去の推進を通じ、誰もが自分らしく共に暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨・解説】

- ・「目的」は、どのような社会の実現に向け（＝目指すべき社会）、どのような方向性で施策を推進するのかを規定するものです。
- ・「障がい」とは、第2条第1号のとおりです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がい者 障がい及び社会的障壁により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがあることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 差別 不当な差別的取扱いをすることにより障がい者の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (5) 不当な差別的取扱い 障がい者に対して正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がい者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他の障がい者に対する不利益的な取扱いをすることをいう。
- (6) 合理的配慮 障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合や障がい者を支援する者がその障がい者のために、社会的障壁の除去を求めている場合において、障がい者の人格、人権及び意向を尊重し、障がい者の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならないものをいう。
- (7) 事業者 市内で何らかの活動を行う団体的性格を持っている者をいう。
- (8) 障がい者の社会モデル 障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

【趣旨・解説】

・この条例における用語の定義を定めるものです。

・(1) 障がい

障害者基本法や障害者差別解消法では、「発達障がい」は精神障がいに含むとされていますが、障がいに対する理解の促進の観点から並列表記としました。

「難病」については、寛解と増悪を断続的に繰り返すといった特性が「障がい」に含まれるのか否かといった議論もありますが、日常生活において一定の制限や制約が生じている現状を踏まえ、特性への理解の促進の観点から並列表記としました。

「心身の機能の障がい」は、慢性疾患による心身の機能の障がいのほか、潜在支援対象者の存在を踏まえ、手帳所持の有無を問わず幅広く捉えていくためのものです。

・(2) 障がい者

年齢等による制限も設けず、障がいのある子どもも含みます。

法律等において、障がい者は、「断続的に」日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義される例が多いところですが、制度運用のための定義ではないことから、断続的にこだわる必要はないと考え「断続的」や「継続的」といった表現を削りました。

また、表記に当たっては、現在、「障害者」「障碍者」「障がい者」「障がいのある人」が選択としてはあります。「障害者」は法律、政令や省令等で用いているほか、「障」「害」という漢字の捉え方に様々な意見はあるものの、常用漢字として広く使用されています。また、「障碍者」は「害」という字が「害悪」「害虫」「公害」などをイメージさせるため、「妨げ」という意味である「碍」という字を使うことで社会的生活の妨げとなるハンデを持つ人という意味を持たせるために使用するものですが浸透してはいません。「障がい者」は、当市の条例や規則を始め、市が発行する全てにおいて用いています。条例名案の「障がいのある人」については、「ない人」との対比として用いることが適当だと考え「障がい者と障がいのない人」という表現よりも「障がいのある人とない人」の方が自然であると判断し使用した経緯があり、総合的に考え、条例で使用する表記については「障がい者」で統一したいと考えています。なお、当事者からは、いずれの表記であっても意味していることは同じであり、表記に対するこだわりはない旨を確認しております。

・(3) 社会的障壁

障害者基本法や障害者差別解消法と同様に定義するものです。

・(4) 差別

「差別」については、障害者基本法や障害者差別解消法において定義規定は設けられていませんが、何が差別にあたるのかを明確にするため、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」が差別にあたりと解されており、それを規定するものです。

・(5) 不当な差別的取扱い

差別解消法第6条2項に基づき策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」と同旨の説明を規定しています。

・(6) 合理的配慮

障害者差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」としてはありますが、明確な意思表示がなくとも、障がい者が何らかの形で社会的障壁の除去を必要としていることが客観的に認識できれば、合理的配慮を提供すべきであると整理した

ものです。(例えば、車椅子を利用している方が、高いところにある商品を取ることができずにいる場合、明確な意思表示の有無によらず、その姿を見れば周囲の人は何らかの配慮が必要なことを認識できると考えたものです。)

・(7) 事業者

市内で一定の目的をもって同種の行為を反復継続して行う団体の性格を有している全ての者を指し、営利・非営利の別は問いません。非営利の活動を行っている NPO 法人や自治会、PTA のほか、サークルなども含まれます。

第2章 基本理念及び責務

(基本理念)

第3条 この条例による障がい理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されること。
- (2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がい者の生きづらさ及び思いを理解し、合理的配慮により社会的障壁を除去するよう、それぞれの責務を果たすこと。
- (4) 全ての障がい者は、障がいがあることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 全ての障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定を行うことが困難な者に対する支援が確保されること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消は、障がい及び障がい者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての市民及び事業者が相互理解を進め、障がい、障がい者及び障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。
- (7) 災害時において、障がい者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること。

【趣旨・解説】

- ・障がいを理由とする差別をなくすための前提となる考え方について規定するものです。
- ・障害者基本法を参考に、全ての障がい者が、差別を受けることなく、地域社会において自立した生活を送ることを基本とすることを規定しています。
- ・(4)の「その他」複合的な要因には、「国籍」、「人種」、「貧困」、「虐待」なども含まれます。
- ・(7)については、三条市地域自立支援協議会計画推進部会の意見を踏まえ、被災経験自治体としての教訓を加えたものです。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進しなければならない。

【趣旨・解説】

- ・「市」とは、地方自治法第1条の3第2項の普通地方公共団体としての市、地方自治法第180条の5の執行機関(教育委員会など)を指します。なお、市から委託を受けた指定管理者や事業者などは含まれません。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消する取組を市と一体となって行うよう努めなければならない。
2 市民及び事業者は、障がい者の生きづらさ及び想いを理解し、障がい者との交流を深めるよう努めなければならない。

【趣旨・解説】

- ・障がいを理由とする差別の解消は、障がい者が生活するあらゆる場面で必要な視点であり、市民や事業者からの理解や協力が必要不可欠であり、そのための役割を規定するものです。
- ・「市民及び事業者の役割」は、条例の規定により強制的に取り組むべきものではなく、市民の自発性により行われるべきという考えから、努力義務として定めています。
- ・「市民」には、障がい者と障がいのない人の両方が含まれます。
- ・「想い」の表記については、「思い」は物事に対する考えを、「想い」は何か対象を目にした際に心に宿る感情を表現し、また、「^{おも}念い」は、直訳すると「今の心」「今の気持ち」であり、強い気持ちというメッセージや全ての言動の根底に一貫している「^{おも}い」を表現している言葉であり、暮らしに視点を置いた本条例で使用する表現としては「想い」が適当であると考えたものです。

第3章 障がいを理由とした差別の解消

第1節 差別の禁止

(差別の禁止)

第6条 何人も、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 市又は事業者は、正当な理由なしに障がい者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合

ア 障がい及び障がいに関連する事由（以下「障がい等」といいます。）を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がい者の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。

イ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し又は制限すること。障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(2) 医療を提供する場合

ア 法令に特別の定めがある場合を除き、障がい等を理由として、障がい者の意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

イ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、又は制限すること。障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(3) 商品の販売又はサービスの提供をする場合

正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、又は制限すること。障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(4) 労働者を雇用する場合

ア 労働者の募集又は採用に当たり、正当な理由なしに、障がい等を理由として、応募又は採用を拒否し、又は制限すること。障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

イ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

ウ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。

(5) 教育を行う場合

ア 障がい者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。

イ 障がい等を理由として、障がい者又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第1条に規定する学校をいう。）を決定すること。

ウ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を障がい者が利用する場合

正当な理由なしに、障がい等を理由として、その利用を拒否し、又は制限すること。障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(7) 不動産の取引を行う場合

障がい者又は障がい者と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること。障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること。

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、市又は事業者が、正当な理由なしに、障がい等を理由として、障がい者を区別し、排除し、若しくは制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けることその他不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を行わないこと。

【趣旨・解説】

- ・第2回条例制定検討委員会において、「教育、医療、職場など分野を列挙して規定するのではなく、全てにおいて意識すべき視点を規定とあるが、それでは地域特性には応じられない」との指摘を踏まえ、社会生活を営む上で関わることの多い7分野について、差別にあたる例示を記載しました。
- ・市外からの旅行者等が、市内で差別を受けた場合は、この条例の対象になりますが、市民が市外で差別を受けた場合は、この条例の対象にはなりません。

(合理的配慮の提供)

第7条 市、市民及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮を行わなければならない。

【趣旨・解説】

- ・市、市民及び事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けるものです。
- ・障害者差別解消法の令和3年5月の法改正により、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化（公布後3年以内に施行）されますが、事業者だけでなく市民に対しても同様に義務付けるものです。なお、義務化とは、条例に従うよう強制するのではなく、相互理解を深め解決を図ることを求めているものです。
- ・条例第2条6号のとおり、意思表示がなくても合理的配慮の提供に努める必要があります。

第2節 差別の事後対応策

(相談)

第8条 何人も、市又は市が委託する相談機関に対し、次に掲げる事項について相談することができる。

- (1) 差別に関する事。
- (2) 障がい者に対する、正当な理由なしに、障がい等を理由として、区別し、排除し、又は制限すること、障がいのない人に対しては付けられない条件を付けることその他不利益な取扱いに関する事。
- (3) 障がい者に対する合理的配慮に関する事。
- (4) 障がい者に対する障がいを理由とする言動であって、当該障がい者に不快の念を起させるものに関する事。

2 市又は市が委託する相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとする。

- (1) 相談をした者又は関係者（障がい者、その保護者、保護者以外の家族その他の当該障がい者を支援する者又は事業者をいう。以下同じ。）に対し、必要な説明及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談をした者又は関係者に対し、当該相談に関係する行政機関又は利用できる制度を紹介すること。
- (3) 当該相談に関係する行政機関へ相談に係る事実を通知すること。
- (4) 前項第1号に規定する相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (5) 前項第1号に規定する相談に係る関係者に対して次条に規定する助言又はあっせんの申立ての支援をすること。

【趣旨・解説】

- ・実際に差別が起きた場合、差別を受けた方と差別を行ったとされる方の双方がお互いを理解し合って解決することは困難なことから、公平中立な立場の相談機関・調整委員会を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図る類似表現を基本に、調整できなかった場合、希望に応じて助言・あっせんの申立ての支援を行うことを規定するものです。
- ・「市が委託する相談機関」とは、市内にある「相談支援事業所」を指します。
- ・第1項第1号では市・事業者における差別に関する事項、第2号・第3号では一般私人の関係を含む不利益な取扱い・合理的配慮に関する事項を相談の対象としています。
- ・第4号では一般私人の関係を含む「障がい者に対する障がいを理由とする言動であって、当該障がい者に不快の念を起させるものに関する事（ハラスメント）」を相談の対象としています。
- ・「相談をした者」とは、「市・事業者における差別」と「一般私人の関係における差別」に係る全ての相談者を指します。ただし、相談者が匿名の場合、相談内容が事実であるかを確認することが困難であるため、対応の対象外とします。
- ・「関係する行政機関」としては、法務局の人権擁護部署、労働局・労働基準監督署、新潟県中央児童相談所、新潟県配偶者暴力相談支援センターなどが考えられます。
- ・「利用できる制度」としては、「法テラス」（法律相談や訴訟手続きに関する事項）や「成年後見制度」などを想定しています。
- ・「関係者間の調整」とは、差別相談に関する当事者双方の言い分をそれぞれ聴取して、利害を調整し、問題解決の道筋を明らかにすることをいいます。相談機関においては、障がい種別・相談内容を問わず、

全ての相談に応じますが、一般私人の関係のうち、家族関係の差別の場合は、その多くが虐待に該当すると考えられることから、障がい者虐待防止センター（福祉課）で対応します。なお、障がい者虐待防止センターは、その機能に差別解消に係る調整を加え、「障がい者差別解消・虐待防止センター」とする予定です。

(助言又はあっせんの申立て)

- 第9条** 前条第1項第1号に規定する相談に係る関係者は、同条第2項第4号の規定による対応がとられた後も、なお解決されない場合は、市長に対し、その解決のために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。
- 2 保護者又は保護者以外の家族その他の障がい者を支援する者が申立てをしようとする場合において、障がい者の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。
- 3 第1項の申立ては、その差別対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

【趣旨・解説】

- ・相談機関が関係者間の調整を行ったにも関わらず、解決が図られなかった場合、障がい者又は事業者は、助言・あっせんの申立てをすることができること規定するものです。
- ・「前条第1項第1号に規定する相談に係る関係者」とは、市・事業者における差別相談に係る関係者をいいます。
- ・「同条第2項第4号の規定による対応がとられた後も、なお解決されない場合」とは、相談機関が関係者間の調整を行ったにもかかわらず、解決が図られない場合をいいます。
- ・「助言」とは、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。
- ・「あっせん」とは、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。
- ・一般私人の関係（隣人関係や家族関係）における差別やハラスメントは助言・あっせんの申立ての対象にはなりません。

(事実の調査)

- 第10条** 市長は、前条の申立てがあった場合は、その申立てに係る事実について調査を行い、又は第8条第1項の相談機関に必要な調査を行わせることができる。
- 2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければならない。

【趣旨・解説】

- ・助言・あっせんの申立てがあった場合に行われる事実調査について規定するものです。

- ・「正当な理由」とは、災害や急病、長期入院など生命や身体に危険が及んでいるやむをえない事情がある場合を指します。

(助言又はあっせん)

- 第 11 条** 市長は、前条第 1 項の調査の結果、必要があると認める場合は、第 13 条第 1 項に規定する調整委員会（以下この条において「調整委員会」という。）に対し、助言又はあっせんの要否及び内容について審議を求めるものとする。
- 2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認める場合は、その審議に係る障がい者、事業者その他の審議に必要な者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第 1 項の調整委員会の意見を尊重し、申立て事案に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

【趣旨・解説】

- ・本条は、助言・あっせんの手続きについて規定するものです。
- ・助言・あっせんの申立てがあり、市長は調査の結果、必要と認める場合は、調整委員会に審議を求めますが、審議を求めない場合は、その理由を調整委員会に報告することとします。
- ・調整委員会の構成員に関係する事業者などが、助言・あっせんの申立ての対象となった場合には、それに関係する委員を除く委員で審議するなど、中立性を保ちたいと考えています。

(勧告及び事実の公表)

- 第 12 条** 市長は、前条第 3 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わず、勧告することが相当と判断するときは、これらに従うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、公表することが相当と判断するときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じない場合は、意見の聴取を行わずに前項の規定による公表をすることができる。

【趣旨・解説】

- ・市長による勧告及び事実の公表について規定するものです。
- ・「勧告することが相当と判断するとき」とは、非常に悪質な差別を行った場合をいいます。
- ・公表する内容は、勧告を受けた事業者等の氏名や住所、勧告の内容を想定しています。また、これは最終的な対応であり、社会的制裁の機能を有することから、公表に際し、あらかじめ勧告を受けた者に対して意見陳述の機会を付与することとしています。

(調整委員会の設置等)

第13条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、「三条市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。

(2) 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの進言を行うこと。

3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

【趣旨・解説】

- ・紛争解決機関である調整委員会について規定するものです。
- ・調整委員会では、助言・あっせんの申立て事案が差別に当たるかどうかを判断します。
- ・「市長の諮問」とは、第12条第1項の審議の求めをいいます。
- ・「調査審議」とは、第12条第2項の審議に必要な者に対する事実確認・審議をいいます。
- ・「助言又はあっせんの必要性」には、助言・あっせんの内容が含まれています。
- ・3項の「規則で定める」事項は、委員数、委員構成、会長の選出などに関することを想定しています。

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策

【趣旨・解説】

共生社会の実現に向け、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づく取組、また、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく取組のほか、既存の障がい福祉制度等によるサービスを補完するために必要な視点を規定するものです。

(情報・コミュニケーション支援)

第14条 市は、障がい者が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談及び支援を行うものとする。

2 市及び事業者は、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対し日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供する場合並びに意思疎通を図ることが困難な障がいのる人から情報を受ける場合は、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとする。

3 市は、障がい者が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通手段による情報の提供に努めるものとする。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に、障がい者に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとする。

【趣旨・解説】

- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報提供・意思疎通における市の施策について規定するものです。
- ・「意思疎通の手段」とは、点字や手話、要約筆記などをいいます。
- ・「意思疎通に係る相談及び支援」とは、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣による支援などをいいます。
- ・「障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行う」とは、知的障がい者に対して絵などを使った分かりやすい説明を行うことなどをいいます。

(周知啓発の実施)

第15条 市は、市民及び事業者の障がい及び障がい者に対する理解を深めるため、障がい者又はその家族等が組織する団体と協働して、啓発活動その他必要な取組を推進するものとする。

2 市は、共に学び育ち合う教育の重要性を考慮し、幼児、児童、生徒又は学生が障がい及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施するものとする。

【趣旨・解説】

- ・障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるための周知啓発について定めています。

- ・障がい特性への理解の促進と併せ、身体障害者補助犬法、バリアフリー新法などの趣旨、代筆やタッチパネル操作支援などを盛り込んだパンフレットの作成のほか、障がい自認のない方にも響くような取組などを想定しています。
- ・第2項は、委員の意見を踏まえ、障がいの有無で分け隔てられることなく、一緒に勉強したり、遊んだりできるような環境整備の必要性を定めるものです。

(社会参加の促進)

第16条 市は、障がい者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション、その他の活動に参加する機会を確保するとともに、障がい者が望む活動への参加を支援するものとする。

【趣旨・解説】

- ・障がいの有無にかかわらず、望む活動への参加を可能にしていくため、活動機会の確保と併せ、参加するために必要な支援をしていくことを規定するものです。

(交流機会の創出)

第17条 市は、障がい者と障がいのない人との相互理解を促進するための交流機会の創出又は拡大を図られるよう、必要な取組を支援するものとする。

【趣旨・解説】

- ・障がいに対する相互理解を進めるため、障がいを身近な存在として受け止められるよう様々な交流機会の創出の必要性を規定するとともに、その実現に向けて市が支援していくことを規定するものです。

(心理的支援)

第18条 市は、障がい者、障がい者の家族及び関わる周囲の者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて助言を行い、心の負担軽減を図るものとする。

【趣旨・解説】

- ・障がい福祉サービスでは自立支援に係る経済的支援が中心となっていることから、障がい者の生きづらさや周囲の悩みに対するカウンセリングを通じて心の負担軽減を図り、行動意欲を促進していくものです。
- ・カウンセリングは、カウンセラーに話すことにより、気持ちが楽になる効果と併せ、自分を客観視できることから、自分の抱えていた気持ちや考え方、行動パターンや環境要因などに気が付くことができます。さらに、カウンセラーからのアドバイスにより、体験をどのようにとらえ、今後自分がどう働いていったらよいのか、どう生きていったらよいのか、ストレスにどのように対処していったらよいのか、自分をどうマネジメントしていくかということを知得することができ、前に進んでいく上では不可欠な要素であると考えています。

(顕彰)

第19条 市は、障がい及び障がい者への理解を深め、又は障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる事業者の顕彰を行うことができる。

【趣旨・解説】

- ・障がい者に配慮した取組や理解を深める取組を行っている事業者を市民に周知し、模範となる事業者を応援するとともに、事例の紹介を通じて取組を推進していくものです。

(条例推進会議の設置)

第20条 法第17条第1項に基づき、三条市〇〇〇条例推進会議(以下「条例推進会議」という。)を設置する。

2 条例推進会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

【趣旨・解説】

- ・本条は、条例推進会議の設置について規定するものです。
- ・3項の「規則で定める」事項は、委員数、委員構成、会長の選出などに関することを想定しています。
- ・既存の地域自立支援協議会の機能を踏まえ、当該協議会との関係性を整理する必要があります。

[地域自立支援協議会(障害者総合支援法 第89条の3に基づき設置)]

三条市に居住する障がい者及び障がい児が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

構成員：学識経験者、相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者、

保健・教育・雇用機関等の関係者、障がい福祉関係団体(当事者) 計15人

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。